

新成人の皆さんへ
 ～20歳になったら国民年金～

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障がいが残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともありますので、「あの時に…」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。

加入の手続きは、お住まいの市町村役場または年金事務所へお問い合わせください。(20歳前に就職して厚生年金等に加入中の方は、加入手続きは不要です。) なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、お住まいの市町村役場で国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

～国民年金の給付は、3種類の基礎年金があります～

老齢基礎年金
 65歳から生涯受けられます。

障害基礎年金
 病気やケガで障がいの状態になった方が受けられます。

遺族基礎年金
 夫が亡くなったときに子のある妻または子が受けられます。

被保険者の種類	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	20歳以上60歳未満の自営業の方、農林漁業の方、学生の方など	会社員、公務員など	第2号被保険者に扶養されている配偶者
保険料	国民年金保険料【定額】15,100円(平成22年度)	厚生年金保険料率16.058%(平成22年9月現在)労使折半で保険料負担	被保険者本人は保険料の負担なし。配偶者の勤務先が負担。
国庫負担	基礎年金の国庫負担割合については、平成21年4月1日より、それまでの1/3から1/2へ引き上げられました。		

～年金手帳は大切に保管しましょう～

公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられています。国民年金や厚生年金に加入すると基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や保険料の納付状況などがこの番号で管理されます。年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

年金受給者の皆さんへ
 ～源泉徴収票が送付されます～

老齢年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象になっています。そのため、老齢年金を受けている方には、1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月下旬に送付されますので、確定申告の際に提出してください。

紛失したときなどは再発行できますので、お近くの年金事務所またはねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)にお問い合わせください。

なお、障害年金・遺族年金は、課税の対象となっていないため、源泉徴収票は送付されません。

- 年金に関するお問い合わせ
 本庁 住民課 住基戸籍係
 ☎ 43-2800 (直通)
- 佐賀支所 地域住民課
 総合窓口 第2係
 ☎ 55-3701 (直通)
- 日本年金機構
 幡多年金事務所
 ☎ 34-1616